第三十九条の四十三第七項を同条第八項とし、同条第六項を同条第七項とし、同条第五項を同条第六項とし、同条第四項第一号イ中「で、」を「当該連結事業年度終了の日において法第四十二条の九第一項の表の各号の第一欄に掲げる事業者に該当するものに限る。ロ及び次号においてそれぞれ「認定連結親法人」又は「認定連結子法人」という。）で、」に改め、同号ロ及び同項第二号中「連結親法人」を「認定連結親法人」に、「連結子法人」を「認定連結子法人」に改め、同項を同条第五項とし、同条第三項を同条第四項とし、同条第二項の次に次の一項を加える。

3　法第六十八条の十三第一項に規定する区域の振興に資するものとして政令で定めるものは、次の各号に掲げる連結法人の区分に応じ当該各号に定める減価償却資産とする。

一　連結親法人又はその連結子法人で、法第四十二条の九第一項の表の第一号の第一欄に掲げる事業者に該当するもの　当該連結親法人又はその連結子法人の沖縄振興特別措置法第七条の二第八項に規定する認定観光地形成促進措置実施計画に記載された減価償却資産

二　連結親法人又はその連結子法人で、法第四十二条の九第一項の表の第二号の第一欄に掲げる事業者に該当するもの　当該連結親法人又はその連結子法人の沖縄振興特別措置法第二十九条の二第八項に規定する認定情報通信産業振興措置実施計画に記載された減価償却資産

三　連結親法人又はその連結子法人で、法第四十二条の九第一項の表の第三号の第一欄に掲げる事業者に該当するもの　当該連結親法人又はその連結子法人の沖縄振興特別措置法第三十五条の三第八項に規定する認定産業高度化・事業革新措置実施計画に記載された減価償却資産

四　連結親法人又はその連結子法人で、法第四十二条の九第一項の表の第四号の第一欄に掲げる事業者に該当するもの　当該連結親法人又はその連結子法人の沖縄振興特別措置法第四十二条の二第八項に規定する認定国際物流拠点産業集積措置実施計画に記載された減価償却資産

五　連結親法人又はその連結子法人で、法第四十二条の九第一項の表の第五号の第一欄に掲げる事業者に該当するもの　当該連結親法人又はその連結子法人の沖縄振興特別措置法第五十五条の四第八項に規定する認定経済金融活性化措置実施計画に記載された減価償却資産

第三十九条の四十五第一項中「二千万円」を「二千五百万円」に改める。

第三十九条の四十八第三項第三号中「第三十九条の四十三第五項各号」を「第三十九条の四十三第六項各号」に改め、同号ロ⑴中「第三十九条の四十三第五項第一号」を「第三十九条の四十三第六項第一号」に改め、同号ロ⑴中「第三十九条の四十三第五項第二号」を「第三十九条の四十三第六項第二号」に改める。

第三十九条の五十四及び第三十九条の五十五を次のように改める。

（環境負荷低減事業活動用資産等の特別償却）

第三十九条の五十四　法第六十八条の二十五第一項に規定する政令で定めるものは、機械その他の減価償却資産のうち第二十八条の七第一項の規定により農林水産大臣が定める基準に適合するものとする。

2　法第六十八条の二十五第一項に規定する政令で定める規模のものは、一の設備等（法第四十四条の四第一項各号に規定する設備等をいう。）を構成する機械その他の減価償却資産の取得価額（法人税法第八十一条の三第一項の規定により同項に規定する個別損金額を計算する場合における法人税法施行令第五十四条第一項各号の規定により計算した取得価額をいう。）の合計額が百万円以上のものとする。

3　法第六十八条の二十五第二項に規定する政令で定めるものは、機械その他の減価償却資産のうち第二十八条の七第三項の規定により農林水産大臣が定める基準に適合するものとする。

第三十九条の五十五　削除

第三十九条の五十六第十項中「第六十八条の二十七第二項」を「第六十八条の二十七第三項」に、「第四十五条第三項」を「第四十五条第二項」に、「第二十八条の九第十五項第二号」を「第二十八条の九第十五項第三号」に改め、同項を同条第十四項とし、同条第九項中「第六十八条の二十七第二項」を「第六十八条の二十七第三項」に改め、同項を同条第十項とし、同条第八項中「第六十八条の二十七第二項」を「第六十八条の二十七第三項」に改め、同項第二号中「第二十八条の九第二十一項」を「第二十八条の九第二十六項」に改め、同項を同条第十二項とし、同条第七項中「第六十八条の二十七第二項」を「第六十八条の二十七第三項」に改め、同項第二号中「第二十八条の九第十九項」を「第二十八条の九第二十四項」に改め、同項を同条第十一項とし、同条第六項中「第六十八条の二十七第二項」を「第六十八条の二十七第三項」に改め、同項第二号中「第二十八条の九第二十二項」に改め、同項を同条第十項とし、同条第五項中「第六十八条の二十七第二項」を「第六十八条の二十七第三項」に改め、同項第一号中「第二十八条の九第八項に規定する」、「（以下この条において「旅館業」という。）」、「（法人税法施行令第十三条第一号から第七号までに掲げるものに限る。以下この条において同じ。）」及び「（法人税法第八十一条の三第一項の規定により同項に規定する個別損金額を計算する場合における同令第五十四条第一項各号の規定により計算した取得価額をいう。以下この条において同じ。）」を削り、同号イ中「法第六十八条の九第八項第七号に規定する」及び「（以下この条において「適用除外事業者」という。）」を削り、同項第二号中「第二十八条の九第十五項」を「第二十八条の九第二十項」に改め、同項を同条第九項とし、同条第四項中「第六十八条の二十七第二項に」を「第六十八条の二十七第三項に」に改め、同項第一号中「第六十八条の二十七第二項」を「第六十八条の二十七第三項」に、「第二十八条の九第九項第一号」を「第二十八条の九第九項第二号」に改め、同項第二号中「第六十八条の二十七第二項」を「第六十八条の二十七第三項」に、「第二十八条の九第十五項第二号」を「第二十八条の九第十五項第三号」に改め、同項第三号中「第六十八条の二十七第二項」を「第六十八条の二十七第三項」に、「第四十五条第二項」を「第四十五条第三項」に、「第二十八条の九第十一項第三号」を「第二十八条の九第十六項第三号」に改め、同項第四号中「第六十八条の二十七第二項」を「第六十八条の二十七第三項」に、「第二十八条の九第九項第四号」を「第二十八条の九第十五項第四号」に改め、同項を同条第八項とし、同条第三項を削り、同条第二項中「第六十八条の二十七第二項に」を「第六十八条の二十七第三項に」に改め、同項第一号中「第六十八条の二十七第二項」を「第六十八条の二十七第三項」に、「第二十八条の九第九項第一号」を「第二十八条の九第九項第二号」に改め、同項第二号中「第六十八条の二十七第三項」に、「第二十八条の九第十五項第一号」を「第二十八条の九第十五項第二号」に改め、同項第三号中「第六十八条の二十七第三項」を「第二十八条の九第十五項第三号」に改め、同項第四号中「第六十八条の二十七第二項」を「第六十八条の二十七第三項」に、「第二十八条の九第九項第四号」を「第二十八条の九第十五項第四号」に改め、同項を同条第七項とし、同条第一項の次に次の五項を加える。

2　法第六十八条の二十七第一項に規定する区域の振興に資するものとして政令で定めるものは、次の各号に掲げる連結法人の区分に応じ当該各号に定める減価償却資産（法人税法施行令第十三条第一号から第七号までに掲げるものに限る。以下この条において同じ。）とする。

一　連結親法人又はその連結子法人で、法第四十五条第一項の表の第一号の第一欄に掲げる事業者に該当するもの　当該連結親法人又はその連結子法人の沖縄振興特別措置法第三十五条の三第八項に規定する認定産業高度化・事業革新措置実施計画に記載された減価償却資産

二　連結親法人又はその連結子法人で、法第四十五条第一項の表の第二号の第一欄に掲げる事業者に該当するもの　当該連結親法人又はその連結子法人の沖縄振興特別措置法第四十二条の二第八項に規定する認定国際物流拠点産業集積措置実施計画に記載された減価償却資産

三　連結親法人又はその連結子法人で、法第四十五条第一項の表の第三号の第一欄に掲げる事業者に該当するもの　当該連結親法人又はその連結子法人の沖縄振興特別措置法第五十五条の四第八項に規定する認定経済金融活性化措置実施計画に記載された減価償却資産